

保険料の納付方法を 口座振替に変更できます

手続きをされると、「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険料」の納付方法を、年金から差し引いての納付から口座振替に変更できます。（保険料の納付状況によっては変更できない場合があります。）

2月1日(月)までに手続きをされると、4月以降の年金からは差し引かれませんが、指定口座から振替いたします。 ※2月1日(月)を過ぎて手続きされた場合、6月以降の年金から変更されます。

口座振替開始時期：7月納付分から

後期高齢者医療保険料

～ご本人またはご家族の口座
からの口座振替となります～

後期高齢者医療に移行する前に、国民健康保険料を口座振替で納付されていた人も、改めて手続きが必要です。

<手続き>

- ①金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください。（通帳の届出印が必要です。）
- ②口座振替依頼書の「ご本人控」（※㊤）と保険証を持参し、国保年金課の窓口で納付方法変更の申し出をしてください。

（注）

◀口座振替依頼書の「ご本人控」は、金融機関の窓口で口座振替の手続きをした際にもらえます。

口座振替開始時期：6月納付分から

国民健康保険料

～世帯主の口座からの
口座振替となります～

年金から差し引いての納付になる前の納付方法によって、手続きが異なります。ご注意ください。

<手続き>

▶口座振替で納付されていた人

- ①保険証を持って国保年金課の窓口で納付方法変更の申し出をしてください。

▶納付書で納付されていた人

- ①金融機関の窓口で、世帯主の口座で口座振替の手続きをしてください。（通帳の届出印が必要です。）
- ②口座振替依頼書の「ご本人控」（※㊤）と保険証を持参し、国保年金課の窓口で納付方法変更の申し出をしてください。

年金から差し引かれて
いない人へ

現在、口座振替または納付書で納付されている人でも、**4月以降は年金から差し引いての納付となる場合があります。**該当する可能性のある人には、事前にお知らせします。

お知らせ

◀●国民健康保険料に関するお問い合わせ・・・国保年金課賦課収納係（☎ 82-1177）

◀●後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ・・・国保年金課年金高齢医療係（☎ 82-1209）